

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年4月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000083号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100001号

第1 結論

請求者のA社における平成24年5月25日の標準賞与額を150万円、平成25年6月10日の標準賞与額を64万円、平成26年6月10日の標準賞与額を64万円に訂正することが必要である。

平成24年5月25日、平成25年6月10日及び平成26年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年5月25日、平成25年6月10日及び平成26年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年5月
② 平成25年6月
③ 平成26年6月

請求期間①、②及び③において、A社から支払われた業績報酬(賞与)について、厚生年金保険の記録では、保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主又は請求者から提出された請求者の請求期間①、②及び③に係る業績報酬支払計算書、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び業績報酬により、請求者は、同社から請求期間①については220万円、請求期間②及び③については64万円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額(請求期間①については厚生年金保険法で定める標準賞与額の上限額である150万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②及び③の賞与支払年月日については、上記業績報酬支払計算書に記載された支払日から、請求期間①は平成24年5月25日、請求期間②は平成25年6月10日、請求期間③は平成26年6月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 24 年 5 月 25 日、平成 25 年 6 月 10 日及び平成 26 年 6 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 5 月 25 日、平成 25 年 6 月 10 日及び平成 26 年 6 月 10 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000078号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100001号

第1 結論

昭和40年*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年*月から昭和53年3月まで

昭和51年から昭和54年までの間にA市のB出張所で国民年金の加入手続を行い、1年分の国民年金保険料を納付した際に、20歳以降の全ての期間に係る保険料を納付することができること及び保険料額は100万円くらいになることを知り、納付することを決めた。B出張所の職員は、社会保険事務所(当時)の職員が自宅へ集金に行くと言い、納付当日はC金融機関の社員に100万円を届けてもらい、保険料を納付した。しかし、国民年金の記録では、請求期間の保険料は未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年12月18日に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つであり、A市から提出された年金手帳交付簿により、請求者の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日は昭和54年1月であることが確認できることから、請求者は、同年1月に国民年金の加入手続を行い、昭和40年*月に遡って、国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられるところ、当時実施されていた国民年金保険料の第3回特例納付制度により、請求者が請求期間の保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、請求者が請求期間の国民年金保険料として納付したとする額は、国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和54年1月に、請求期間に係る保険料を全額納付した場合の総額とは大きく相違している。

また、第3回特例納付の実施期間であり、請求者が国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和54年当時は、年金の受給資格期間は25年であり、請求期間及びオンライン記録において、国民年金保険料が納付済みとされている昭和53年4月から昭和54年3月までの期間だけでは受給資格期間を満たせないことは明らかであるにもかかわらず、特例納付分を含む保険料

を納付しながら同年4月以降の保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、請求者が第3回特例納付制度により国民年金保険料を納付した場合には、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）が特殊台帳として保管されることとなるが、請求者に係る特殊台帳は見当たらず、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の記号番号が払い出された形跡はない。

加えて、請求者は、C金融機関の社員に100万円を届けてもらい、A市職員からの依頼で自宅に集金に来た社会保険事務所の職員に請求期間に係る国民年金保険料を納付したとして、具体的なC金融機関の社員の姓を挙げていることから、姓の一致する3名に文書照会を行ったところ、いずれも請求者及び請求者が経営していた店を記憶していないと回答している上、A市及び昭和54年当時、請求者の住所地を管轄していたD年金事務所は、被保険者の自宅に社会保険事務所の職員が集金に行くことがあったかについて不明と回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。